

令和5年度

横須賀市人権施策推進会議報告書

(横須賀市の子どもの人権施策に対する意見)

令和6年(2024年)4月

横須賀市人権施策推進会議

目 次

はじめに	1
1 評価の対象および方法	2
2 会議の開催	3
3 評価の結果	4
子どもの人権課題 （ひとり親家庭等への自立支援の取り組みについて）	
4 総合評価（子どもの人権施策に対する意見）	9
委員名簿	10

はじめに

「横須賀市人権施策推進会議」（以下「推進会議」という。）は、「横須賀市人権施策推進指針」（以下「推進指針」という。）に基づき設置された第三者評価機関として、学識経験者、市民などにより、横須賀市の施策や事業について人権擁護の観点から評価を行っています。

令和5年度は子どもの人権課題に関する「ひとり親家庭等への自立支援の取り組みについて」を報告書としてまとめました。

推進会議での評価が、横須賀市の人権擁護にかかわる計画の策定や、事業の見直しなどの際に、反映されることを期待します。また、本報告書に関する意見や市の取り組みを多くの住民に知っていただくための広報展開をしていただけるようお願いいたします。

令和6年（2024年）4月

横須賀市人権施策推進会議委員長 西村 淳

1 評価の対象および方法

(1) 人権施策推進指針で分類した下記の 11 分野の人権課題を対象に評価します。

- ①男女共同参画 ②子ども ③高齢者 ④障害者 ⑤同和問題
⑥外国人 ⑦患者等 ⑧インターネットによる人権侵害
⑨性的マイノリティ ⑩自殺をめぐる問題 ⑪その他の人権問題

(2) 上記の人権課題から評価するテーマを選定し、関連する担当部局に主要施策や事業についての概要説明や資料の提供を受けた後、人権擁護の視点から評価し、所見や提言などを取りまとめ、市に報告します。

(3) 評価の視点は下記のとおりです。

① 人権擁護の担保	人権擁護のため必要と思われる措置が不可能または困難な場合でも、その合理的根拠が認識され、代替措置が講じられているか。
② 当事者の視点	施策の立案などにあたって、当事者(支援者や家族などを含む)の視点を取り入れるための方策が取られているか。
③ 周知・啓発	周知・啓発を十分に行うとともに、その効果の把握に努めているか。
④ 関係機関等との連携	複雑化した問題を解決するため、庁内、関係機関との連携網が構築されており、有効に機能しているか。
⑤ 研修	専門的・技術的なものも含め、人権擁護に関わる職員その他の人材育成のための研修プログラムが、計画的かつ効果的に組み込まれているか。
⑥ その他	推進会議において必要と認める事項が取り組まれているか。

2 会議の開催

(1) 会議の実施状況

回数	開催日	開催場所	内容
第1回	令和5年 6月26日(月)	301会議室	(1)横須賀市人権施策推進指針について ・横須賀市の取組状況 ・令和5年度の重点施策 (2)意見交換(テーマ選定)
第2回	令和5年 11月20日(月)	災害対策本部室	(1)担当課からの事業説明 (2)関係者(支援団体)からのヒアリング (3)事業評価シートについて
第3回	令和6年 1月29日(月)	消防第3会議室	(1)事業評価シートについて (2)報告書について

(2) 事業等の説明聴取

推進指針から横須賀市の取組状況や重点施策についての意見交換をするとともに、子どもの人権課題に関する「ひとり親家庭等への自立支援の取り組みについて」をテーマとした。

テーマに関連する担当課であるこども家庭支援センターこども給付課に下記資料を用いて計画や取組事例等についての説明を受けた。

説明資料 (こども給付課)

- ① ひとり親家庭の特徴および市内の現状
- ② ひとり親家庭への支援制度のご案内
- ③ 第2期横須賀子ども未来プラン
- ④ あきらめないで、養育費。カード
- ⑤ 養育費等確保支援事業のご案内
- ⑥ 就労・転職サポートのご案内
- ⑦ 母子父子寡婦福祉資金 修学資金・就学支度資金のご案内

3 評価の結果

【評価の対象】

子どもの人権課題（ひとり親家庭等への自立支援の取り組みについて）

①人権擁護の担保について

（自立支援のための相談等事業）

ア 優れている点

- ・母子・父子自立支援員が、窓口や電話でひとり親またはひとり親になる予定の方からの相談を受けている。経済的な相談も多く、各種制度の案内や受付、相談等の予約受付なども行っている。
- ・外国籍の方の相談では、スマートフォンの翻訳機能を利用する等して対応している。専門用語が多く必要になる場合は国際交流協会に対応を依頼することとなる。

イ 問題点・課題

- ・市の事業や、どの制度にも該当しないケースがあり、対応に苦慮する場合がある。
- ・日常生活の支援員の派遣に関して、相談も年数件あるが、日数や条件が合わず、利用に至っていない。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・他課にまたがる相談内容の際に、相談窓口の紹介や案内だけでなく、子育て支援に関する担当課へもつなげる対応をするなど個々の相談に対して寄り添った対応をされることで、当事者の方も安心して相談することができる。
- ・日常生活の支援員の派遣に関して、国の要綱等と照らし合わせながら、今後の利用方法等について検討していく必要がある。委託先と連携をしながら、制度が利用しやすくなるよう検討すべきである。
- ・外国籍の方やその家族の方の相談では、多言語での相談対応もされており、引き続き様々な事例を想定のうえ対応していくことが望ましい。

(養育費等確保支援事業)

ア 優れている点

- ・ 養育費等に関する弁護士相談を年 20 回実施している。そのうち 4 回は、国際離婚の相談を優先としている。限られた時間で有意義な相談が受けられるよう、申し込みの際、電話で事前に必要な内容を確認している。基本的に電話は折り返しかけなおす形をとっている。
- ・ 元家庭裁判所調停委員による養育費オンライン相談を月 2 回実施している。相談方法も電話か Zoom のいずれかを選択できるようになっている。申込みは、開庁時間外でも対応できるようインターネットで受付けている。
- ・ 公正証書等作成補助として、養育費の取り決めの対象となる児童を扶養している親で公正証書等の作成費用を負担した場合、養育費にかかる部分についての費用を補助している。また、保証契約補助として、取り決めた養育費が支払われなかった場合の保証契約についての費用を補助している。養育費の未払いに対する強制執行にかかった費用についても補助対象としている。
- ・ 養育費等について広く知ってもらうためのセミナーや講演会を年 1 回開催している。

イ 問題点・課題

- ・ 保証契約補助や強制執行にかかった費用の補助については、取り決めどおり支払いが行われなかった場合に、その経済的な負担を軽減するための補助制度であるが、あまり実績がない現状がある。
- ・ 養育費セミナーや講演会は参加者が少ない現状がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 弁護士相談の事前聞き取り対応は相談を受ける側にも配慮されていて素晴らしい対応であり、ぜひ続けてほしい。
- ・ 養育費等の取り決めに増やしていくために、離婚届の手続き時などにも市が行う養育費等確保のための支援事業を紹介するなど普及を図るとよい。
- ・ 養育費等の取り決めにかかわる公正証書等作成補助や保証契約補助、強制執行にかかった費用の補助については、制度が利用しやすくなるよう検討すべきであり、制度をより広く知ってもらうための周知も必要である。養育費確保の支援の強化については、ニーズ調査の検証の中で、必要な事業の在り方の検討を進めていくべきである。
- ・ 国において家族法制の見直しに関する養育費の先取特権や法定養育費の設定に関する議論がされており、審議の動向を注視する必要がある。

(就労支援事業)

ア 優れている点

- ・相談対応として、相談者の状況や適性にあった働き方や就職先を一緒に考え、求人情報を提供する就労相談を週3回実施している。(児童扶養手当の現況届を窓口で受けるため、8月のみ平日毎日(一部休日もあり)実施。)
- ・個々のひとり親家庭等の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやジョブスポット横須賀と緊密に連携しつつ、きめ細やかな支援等を行っている。
- ・就職に有利になるようパソコン講座を年3回商工会議所に委託して実施している。
- ・在宅就業を支援するための講座や交流会、説明会などを実施している。
- ・自立支援教育訓練給付金として、適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、ホームヘルパー、医療事務など指定を受けた教育訓練講座を受講する場合、要件に応じて受講料の一部を給付している。
- ・高等職業訓練促進給付金として、資格取得(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など)を支援するため、ひとり親家庭の親が一定期間以上養成機関で修業する場合の生活費の一部を給付している。
また、就業しないと生活ができない場合などやむを得ない場合に限り、受講状況を適切に確認できることを前提に通信制を認めている。
- ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業として、ひとり親家庭の親及び子どもが、高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を受講開始時、講座修了時及び試験合格時に支給している。

イ 問題点・課題

- ・パソコン講座は、受講した後本人の希望する職種があるため、直ぐに就労には結び付かない場合がある。
- ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は、年数件の相談はあるが申請には至っていない。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ひとり親家庭等の就労を支援するためには、子どもの預け先の確保が必要不可欠となる。子育て支援に関する担当課とつながりのある対応となるよう連携を深めていただきたい。
- ・相談者の状況にあう条件の就職につなげられるよう、引き続き関係機関との連携や情報共有等を図るとともに、相談者への親身な対応をしていただく必要がある。

②当事者の視点について

ア 優れている点

- ・ひとり親個々の事情に配慮し、その方に必要な支援を提供するよう努めている。
- ・お互いの悩みを打ち明けたり話し合ったり、ひとり親家庭が抱える悩みを相談・共有し合える場として、ひとり親家庭交流会等を NPO 法人等に委託し開催している。

イ 問題点・課題

- ・個々の事情があるため、要望に添えず、代替案の提供も難しいことがあり、他機関を紹介せざるを得ない場合がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ひとり親家庭には特有の悩み事、困り事が様々あり、ひとり親家庭の方々が安心して生活できるように親身に寄り添った対応を心がける必要がある。
- ・子どもが安心して過ごせる環境を整えることが重要である。子ども関連施設だけでなく、福祉部門との連携や民間団体との連携も検討し、市全体で子どもの居場所づくりに取り組むことで、子どもの権利を守り、安心できる社会づくりに繋げていただきたい。

③周知・啓発について

ア 優れている点

- ・養育費等確保支援事業に特化したリーフレットを作成し、本庁舎や行政センター、戸籍の届出窓口である窓口サービス課、デュオよこすか、神奈川県弁護士会横須賀支部、横須賀公証役場などに配架している。
- ・窓口に児童扶養手当の相談に来られた市民に配布するリーフレットにも、養育費等確保支援事業や就労相談を掲載している。また、このリーフレットは行政センター等にも配架している。

イ 施策・事業に対する意見

- ・ひとり親に対する支援事業を知らなかったという市民もいるため、ひとり親の方が手続きで回る窓口にパンフレットやチラシを配架するなどをさらに進めていただきたい。

④関係機関等との連携について

ア 優れている点

- ・就労相談や、パソコン講座、在宅就業希望者への支援など、委託事業者との打合せや現地視察などを行い、現状把握に努めている。
- ・就労支援については、ハローワークやジョブスポット横須賀など関係機関と情報共有や情報交換を行っている。

- ・お互いの悩みを打ち明けたり話し合ったり、ひとり親家庭が抱える悩みを相談・共有し合える場として、ひとり親家庭交流会等を NPO 法人等に委託し開催している。

イ 問題点・課題

- ・就労支援については、ひとり親の自立に向けたきめ細やかな支援が必要である。
- ・NPO 法人等と情報共有しながら、ひとり親が孤立しないよう、交流を図れる場とすることが大切である。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・支援団体では当事者の希望に沿った柔軟な対応がされている。当事者に寄り添った支援となるよう、市と支援団体とさらなる連携を深めていただきたい。
- ・ひとり親家庭等の支援団体の取組みのさらなる充実に向けて、交流会を実施している 2 団体の情報共有が深まるよう調整されたい。
- ・地域住民を支える民生委員児童委員へも、ひとり親家庭等への支援制度の周知や情報提供を行っていただきたい。

⑤研修について

ア 優れている点

- ・母子・父子自立支援員は、年数回、神奈川県等が主催する研修に参加している。
- ・市職員の知識向上のため、国や県、他部課が主催する講座や研修会に参加している。

イ 問題点・課題

- ・当事者の状況に応じた自立に必要な支援を行うためにも、職員及び母子・父子自立支援員の知識向上、対応力アップを継続していくことが必要である。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ひとり親家庭等のさらなる支援につなげるため、引き続き研修等への参加を含めて資質の向上に努めていく必要がある。

⑥ その他

ア 問題点・課題

- ・様々な理由で離婚にまで至っていない事実上のひとり親家庭も存在している。ひとり親家庭等と同じくらい支援が必要であるが、現在の制度では市の支援(一部の制度を除き)を受けられない状況にある。

4 総合評価（子どもの人権施策に対する意見）

横須賀市においては、子どもの権利を尊重し支えるため、令和4年7月に「横須賀市子どもの権利を守る条例」を施行し、子どもに関わる大人や組織が果たす役割を定め、全ての市民がそれを実践するための指針となる条例を制定しています。

子どもに関わる課題の中でひとり親家庭等については、働き方が制限されるために生活が困窮しやすい傾向にあり、また教育や体験の格差なども起こりやすい傾向にもあると言われてしています。

横須賀市内で児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等は令和4年度現在2,596世帯で、行政による支援、さらには支援団体による支援も行われているところですが、困難を抱える家庭環境にある子どもたちの健やかな成長のためにも、ひとり親家庭等への支援は必要不可欠であると考えます。

【横須賀市における取り組みとそれに対する意見】

横須賀市では、ひとり親家庭等の生活の安定の促進、親の就労などの支援により、経済的自立の促進を図ることに取り組まれています。困りごとに対する相談窓口、養育費等確保に関する支援のほか、各種手当の支給や資金貸付など、ひとり親家庭等の自立のための支援を行っています。

自立支援のための相談対応等については、母子・父子自立支援員がその方の状況に応じた必要な支援をされていますが、他課にまたがる相談内容の際にその担当課へもつなげる対応をされることで、当事者の方も安心して相談することができるものと考えます。さらに、日常生活の支援員の派遣に関して、日数や条件が合わず利用に至っていないという状況にありますので、制度が利用しやすくなるよう検討すべきであると考えます。

ひとり親家庭等の生活の安定のためには、養育費等の取り決めを行うことが必要です。さらには、取り決め後も養育費等をしっかりと確保していくことも重要です。それぞれの養育費等確保に関する支援制度の情報が必要な方へ行き届くようさらなる周知を図る必要があります。また、養育費等確保の支援の強化については、国において家族法制の見直しに関する養育費の先取特権や法定養育費の設定に関する議論がされていますので審議の動向を注視するとともに、市で行うニーズ調査の検証の中で、必要な事業の在り方の検討を進めていくべきであると考えます。

ひとり親家庭等の就労には子どもの預け先の確保が必要不可欠となります。ひとり親家庭等の相談窓口と子育て支援に関する担当課とがつながりのある対応となるよう連携を深めていただきたいと考えます。

ひとり親家庭には特有の悩み事、困り事が様々あります。今後も引き続き、ひとり親家庭の方々が安心して生活できるように親身に寄り添った対応を心がけるようお願いいたします。

人権施策推進会議委員名簿

任期：令和5年6月1日～令和6年5月31日
(50音順、敬称略)

職	氏名	所属・職業	備考
委員	飯田 美江子	人権擁護委員	横須賀市人権擁護委員会 副会長
委員	石坂 千恵子	民生委員児童委員	横須賀市民生委員児童委員 協議会 常任理事
委員	権瓶 伸夫	公募市民	
委員	角井 駿輔	弁護士	神奈川県弁護士会
委員	中丸 妙子	公募市民	
委員長	西村 淳	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授
職務 代理者	早坂 公幸	有識者	一般社団法人 神奈川人権センター 理事

(男性4名、女性3名)